

## 平成 26 年度第 4 回八尾市子ども・子育て会議

日時：平成 26 年 8 月 7 日（木）午後 6 時 30 分～

場所：八尾市立青少年センター 集会室

出席者：委員 17 人、事務局（関係課含む）

### 議題

#### 1 案件

(1) 子ども・子育て支援新制度における各種基準等について

(2) 保育の必要性の認定について

(3) その他

①子ども・子育て支援新制度の周知について

開会

事務局

会議は公開となっており、市民が傍聴できること、会議録作成のために会議を録音することを確認。

また、本日は会長欠席につき、副会長が代理で進行することを説明。

欠席委員について説明。

#### 案件（1）子ども・子育て支援新制度における各種基準等について

副会長

案件（1）について事務局から説明をお願いします。

事務局

お手元の資料 1 をご覧ください。

##### （資料 1 「市が定める各種基準条例についての考え方について」の概要説明）

以上が、3つの基準条例の考え方ではありますが、これらの考え方に基づく条例案を、資料 1-1 から資料 1-3 として、それぞれ、国の府省令、八尾市の条例案、市の考え方をまとめさせていただいております。

いずれの条例も基本的には、国の基準を本市の基準とするため、府省令における条文とおおむね同じ内容としていますが、一部、わかりやすい表現となるよう、省令の趣旨や目的等を損なわない程度に文言を変更しております。

また、資料 1-1 の 4 ページの条例案第 7 条、7 ページの第 17 条、17 ページの第 38 条については、政令における離島に関する規定は削除しております。

資料 1-2 につきましても、資料 1-1 の基準条例と同様、一部、わかりやすい表現となるよう、省令の趣旨や目的等を損なわない程度に文言を変更するとともに、17 ページの

条例案第 42 条については、政令における離島に関する規定は削除しております。

次に、資料 1 - 3 については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準で、3 ページの条例案第 10 条と第 11 条について、8 ページの附則の中で経過措置を設けたいと考えております。

なお、これまでの会議、意見シートで委員からいただいた基準に関するご意見と、ご意見に対する市の考え方については、資料 1 参考資料の通りまとめさせていただいており、条例については、国基準に従い定めつつ、事業を行う中で質の向上に留意した運営を行うなどの対応に努めるとともに、家庭的保育の実施についての検討や放課後児童室の取り組み内容の充実に向けた検討は引き続き行っていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、案件（1）のご説明とさせていただきます。

#### 副会長

ご意見、ご質問はありませんか。

#### 委員

資料 1 - 2 の特定教育・保育施設の参酌すべき基準を見ていると、議会に通った後に、事業所内でどのように整理するかにか時間がかかるように思います。その辺りは、どのように考えていますか。3 ページの「第 5 条」の「2（参酌すべき基準）」は、事業所に関わってくるのではないかと思います。

#### 事務局

ここでは市が確認する基準を記載しています。基本的には、事業所にやっていただく内容です。

#### 副会長

3 ページの「第 5 条」は、介護保険で言えば、事業者が利用者に説明する重要事項説明書類に当たるものです。文書の公布に代えて電子媒体で提供することもできますが、それは事業者が独自にやるべきことなのかというご質問です。全体のシステムに関することではないですね。

#### 委員

その通りです。

#### 副会長

市町村は保育情報を提供する義務があり、事業者は努力義務となっています。現在、多くの市町村が、ホームページなどで保育情報を一覧で掲載していますが、今後は、それが

さらに詳細な情報になるため、現段階では基本的には事業者で検討することになると思います。介護保険でも文書で公布するところが多いと思います。

他に、ご意見、ご質問はありませんか。

#### 委員

資料1-1の15ページから、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業が掲載されています。八尾市は基本的に国の基準に沿った条例にするとなっていますが、会議では「小規模保育事業A型以外はするつもりはない」という考えでまとまっていたと思います。事務局によると、「条例に国と同様ということで掲載しても、実施しないという選択もできる」ということでした。

#### 副会長

ただ今ご紹介していただいた通りです。国の言い分は、「すべての条例案を作っておいてほしい」ということですが、その中で市町村が独自にどのように考えるかにかかっています。

#### 委員

内閣府のホームページに掲載されている新制度に関するQ&Aでは、「待機児童がいる状況で、企業が保育事業に参入してくる場合は拒めない」となっていました。現在八尾市では小規模保育事業A型のみという話になっていますが、国の基準を最低限クリアしていれば、小規模保育事業B型やC型で参入することはできるのですか。

#### 事務局

資料1でも説明したとおり、実際に事業を実施するかどうかに関わらず条例は定めることとなっています。実際の事業の活用については、専門部会で子ども・子育て支援事業計画として議論を行っており、次回の専門部会以降に、見込量に対する確保方策について議論する予定です。そこで決まった待機児童解消のための事業は認可しますが、確保方策として定めなかった事業については、市として認可しません。

小規模保育事業A型の活用については、7月24日の専門部会の中でも提案を行い、様々なご意見をいただきました。待機児童解消をどのような方策で進めるのか、小規模保育事業A型を活用するかどうかについては、次回の専門部会以降の会議の中で検討することになります。現時点では、どの方策を活用するかは決まっていません。

#### 副会長

7月24日の専門部会でも、「0～2歳の小さい子どもを預かる事業なので、慎重に検討すべき」というご意見を、複数の委員からいただいています。

国のスケジュールでは、条例を定めた後に、10月くらいから事業者の確認が必要になります。

#### 委員

待機児童には、乳児が多いと思います。新しい施設では調理場を施設内に設けなくてもよいという記載がありますが、保育所では、0歳児やアレルギー体質児には、保育室の中の子どもの様子を見ながら、その日の離乳食を中期から初期に変更するなどの個別対応ができると思います。施設内に調理場があればこのようなきめ細かな個別対応ができますが、他の場所で調理するとなると、できなくなるという懸念があります。

現在、小規模保育事業A型のみを考えているということですが、条例が定まると、この基準に沿って事業が行われます。国の基準は最低基準のため、すべて国の基準に合わせるのではなく、国基準より少しでもよいものにするほうがよいと思います。すべて国の基準にならうのではなく、「八尾市には、このような子どもが多いから、このようにしていこう」などの決め方になればよいと思います。

#### 委員

企業の参入についてですが、条例を守っている場合でも、八尾市として認可しないことは可能ですか。

資料1の(2)の、「小規模保育のメリット・デメリットの整理が必要」は、その後の進捗について教えてください。また、それが誰にとってのメリット・デメリットなのかについても教えてください。

小規模保育事業A型は0～2歳児が対象だと思っていましたが、資料1-1の14ページの「(職員)」に、「満三歳以上満四歳に満たない児童」、「満四歳以上の児童」という記載があります。小規模保育事業A型も、3～5歳の入所は可能なのですか。

#### 事務局

確保方で使わない事業で認可申請があった場合の認可についてお答えします。まず市で、ニーズ調査で出た見込量に対する確保方策として、保育施設をどのくらい確保するか、小規模保育の中でもどの事業を使うかなどの検討を次回の専門部会以降の会議の中で行います。例えば、「小規模保育事業B型やC型は確保方策として使わない」となった場合は事業計画の確保方策の考え方が優先され、B型の事業参入の希望があっても基準に合致していなくても、認可は行いません。

小規模保育のメリット・デメリットの整理は、現時点では間に合いません。資料にあるような、保育所や認定こども園がどのくらい確保でき、小規模保育がどのくらい必要かという具体的な内容については、次回の専門部会に提示して、ご意見をいただく予定です。

誰にとってのメリット・デメリットかについては、子どもを主体として考える必要があり、そのような視点で整理します。

最後に小規模保育事業に3歳以上の記載がある点についてです。小規模保育事業は原則は3歳未満の低年齢児を対象としていますが、国の規定によると、兄弟姉妹が異なる施設に通園せざるを得ないなど、市町村が特別に必要と認めた場合には3歳以上も受入が可能ということで、規定が設けられています。今回、八尾市で提示している基準は、国の基準に沿ったものということで記載しています。

#### 副会長

発達の観点から、3歳以上は子どもたちの集団の中で育つべきという考え方から、小規模保育事業は原則3歳未満となっています。しかし、日本も広く、過疎地やへき地などで、近くに十分に教育・保育施設がない場合や、兄弟姉妹が別々の施設に通園せざるを得ない場合など、市町村が特に必要と認めた場合には3歳以上を受け入れることも国の基準では可能としています。そのため、条例上は3歳以上の規定も記載されています。

メリット・デメリットは、まずは子ども、そして保護者という観点で考えるべきだと思います。一方で、八尾市にとってのメリット・デメリットもあり、様々な観点で考える必要があります。

#### 事務局

メリット・デメリットは、施設が足りないために入所できない状況に対して、小規模保育事業であれば比較的簡単に設置でき、反対に充足すれば撤退もできるなどの一般的な部分では整理しています。しかしそれだけのものではなく、基準を緩くすることでより入りやすくなるというメリットを上げるのではなく、一般的に言われるメリットを超える方向性をもって現在の認可基準を維持すべきだと思っています。そのうえで、小規模保育事業の一般的なメリットを少しでも活かすことで、子どもたちが施設に入所しやすくなるなら、そのような観点でも考えるのがよいのではないかという検討を行っています。

#### 委員

撤退の話をされましたが、認可された事業所が撤退を選ぶのですか。それとも市として撤退を言い渡すのですか。

#### 事務局

まず認可保育所での対応が基本と考えています。実際は、具体的な状況での検討になりますが、子どもの数に対して施設が充足しているのであれば、小規模保育の施設からという考え方もありました。その地域の状況にも影響されると考えられます。

#### 委員

新制度では、パートで週に数日という短時間就労の人は、一時預かり保育で受け入れることを考えているということで、その対象者が現時点で70数人と聞きましたが、その受け皿として、現在一時保育を行っている施設で足りているのですか。また、そのような人が優先して利用するとなると、たまに利用したい母親のための枠は残るのかという懸念があります。

母親の意見を聞くと、「歯科医院に行くなど、ちょっと子どもを見てほしい場合に、前日予約の必要がなく、気軽に利用できる場所があればよい」という意見がありました。また、母親が継続的に就労する場合、一時預かりで保育を行うなら、長期で契約できるようにするなど、現在とは異なるルールが必要だと思います。

#### 委員

今のご意見は、資料2の2ページに関するものだと思います。八尾市の場合、就労時間の要件が16時間から64時間になることで、78人が外れるのですが、その78人は一時預かりではなく、そのまま保育所で受け入れてもらえます。しかし、下の子どもが新たに入所する場合、要件に合わないということで、同じ保育所に入れなくなるという課題があります。

また、今後、一時預かりのニーズが大幅に増えると思うため、見込量を慎重に考えなければならぬと思います。

#### 副会長

ただ今のご意見は、次の案件に関わるものなので、そろそろ条例案についてまとめたいと思います。これは9月の議会で議論された後に、条例として策定されるものですが、この会議での意見をしっかりと議会に伝えていただくことをお願いします。基準については、市民の意識も高く、この会議でも慎重に検討してほしいという意見があったことを伝えていただきたいと思います。

### 案件（2）保育の必要性の認定について

#### 副会長

案件（2）について事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

お手元の資料2をご覧ください。

#### （資料2「保育の必要性の認定について」の概要説明）

以上、簡単ではございますが案件（2）のご説明とさせていただきます。

**副会長**

ご意見、ご質問はありませんか。

**事務局**

先ほどのご質問についてお答えします。現在、就労時間は16時間で規定しており、新制度の64時間の要件に満たない人が78人おられます。新制度への移行にあたって、国は、現在の利用者は経過措置として入所を継続できることを示しているため、現在の78人の利用者は、継続して利用していただくこととしています。今後は64時間の要件に満たない人は、2号、3号の認定が受けられなくなるため、国が示している通り、一時預かりを利用していただくこととなります。

一時預かり事業は、今後、教育・保育量の確保方策の検討の中で、地域子育て支援事業の一時預かり事業も並行して検討したいと考えています。

**副会長**

国のQ&Aでは、8時間という保育短時間に該当する人であっても、既に保育所を利用している人については、本人が保育短時間認定を希望しない場合には、従来通りの経過措置とすることとなっています。これについても、八尾市は国の考え方に準じるということです。

**委員**

保育短時間と保育標準時間で、保育料は異なるのですか。

以前、認定こども園がまだ明確になっていない頃の説明会では、保育短時間の人は行事に参加しにくい可能性があるなど、心配する保護者が多かったと記憶しています。同じ保育園内で、母親や父親の仕事の関係で早く帰る子どもがいるとしても、皆が同じ経験ができるという感覚なら、子どもも大きな差別感はないと思います。しかし、保育短時間だから参加できない行事等が増えるということは、子どもにとってよくないと思います。この辺りはいかがですか。

**副会長**

実際の現場では、どうですか。

**委員**

保育短時間だからできないことが多いということはありません。8時間と11時間の利用はきわどいもので、8時間と11時間では保育料が異なります。先ほどのご意見は、母親の目線でのご意見だったと思います。先ほども、これは国が示す最低基準なので八尾市としてはもっとよい方向にもっていったらどうかというご意見がありましたが、各施設は頑張

ってよい方向にもっていっています。今までは、就労していなければ保育所に入れませんでしたし、幼稚園の保護者の中には16時間の就労の人も多いです。今まで八尾市がよかれと思ってやってきた施策なので、新制度になって様々なことが変わっていきますが、これだけの委員の方から意見をいただいているので、八尾市がしっかり引っ張っていただけたらと思っていますし、ある程度は、国の基準に沿うべき気持ちをもたなければ前に進めないと思います。

保育の必要性の考え方も、ポイント制になってこのような形になりますが、一人一人の顔を見て、その人にどのようなケアが必要かということも重要だと思います。

#### 副会長

委員の心配もよく分かりますので、子どもたちが嫌な思いをしないように、ぜひ配慮していただきたいと思います。開所時間は、施設が地域の実情を鑑みて定められていますので、保護者の意見をしっかりと聞いて、何よりも子どもの不利益にならないよう、考えていただきたいと思います。

#### 委員

子どもを預ける母親の立場からの意見なのですが、保育料がとにかく高いです。特に乳幼児で高いです。パートで少し働く母親は4～5万円の給料の中から、3～4万円の保育料は払えません。仕事をしたくても保育料とてんびんにかけて、働かない人も多いと思います。今回の対策の中で、保育料についても助成などによって下げるようなものがあれば、ありがたいです。新しい施設を作って枠ができて、保育料が高くて入れない人もあると思われれます。

#### 副会長

保育料は、応能負担として収入別、子どもの年齢別に出すこととなっています。事務局からコメントはありますか。

#### 事務局

保育所の保育料は、各家庭の収入に応じて設定され、新制度になっても同様です。現在、保育料の検討を行っていますが、八尾市の保育料は、大阪府下で見ると決して高いものではなく、むしろ平均を下回っています。

また、施設型給付になる幼稚園や認定こども園の幼児教育に係る保育料は、新たに決定することになります。現在、国から標準的な価格が示されており、八尾市として、そこからどのくらいの額に設定するかを検討しています。



#### 副会長

保育所の保育料は国基準でいくと高くなってしまうため、どの自治体も持ち出しでやっているのが実態だと思います。

#### 委員

今度から施設給付になると、施設の利用料が同じになりますが、私立幼稚園では、独自の教育を行っています。そのような中、同じ利用料になるのは疑問に思っています。

また、新聞に、ある市では来年春から私立と市立の幼稚園の保育料を同額にするという記事が出ていました。保護者としては、私立と市立では内容が異なるのに利用料が同じになるのはどうなのかという思いがあります。

#### 副会長

この議論は、幼保一元化からの問題で、議論するとなると随分時間がかかります。ある市では、公費支弁の公平性という話も出ているようです。教育は子どもへの投資という側面から、高い料金のところでも入れる保護者もありますが、今後、それがどうなるのかという問題です。今回の子ども・子育て給付の中には上乘せ徴収という概念もありますが、市としても、これを機に保育料が大きく上がることはコントロールすることが必要だと思います。

#### 事務局

現状では、公私では異なる部分があります。そもそも幼稚園は保育料の定義が異なり、就園奨励費で保護者負担を下げることでしています。新制度の利用料を現在支払っていた保育料から大きく変更はできないという考え方が基本にあります。市立でも私立でも今後検討するうえで幼児教育にかかる費用を計算しながら、どのような料金が望ましいかを提示したいと考えています。この会議でも、利用料については市で一定の考え方がまとまった段階で提示させていただきます。

#### 委員

必要性の認定についてです。現状では、虐待やDVのケースについては、市長が認める状態にあることとして、対応していると思います。今回は、「虐待やDVの恐れがあること」という理由で入所できることとなりますが、虐待やDVであると認定される基準のようなものはあるのですか。それとも個別に対応することになるのですか。

また、子ども自身が障がいをもって、集団生活の必要性があるケースもあると思いますが、その場合は、資料2の「③優先利用」の「5」ではなく、「①事由」の「10」になると思います。障がい児保育は3歳からですが、0～2歳児でも、「ひろばなどで早くから集団生活を勧められた」と聞くことがあります。現状と変わらず、必要な子どもに集団生

活が提供されるのかどうかを教えてください。

#### 事務局

八尾市では、従来の障がい児保育、現在は保育サポートと言っていますが、3歳以上の障がい児への対応として、全体定員の中で、別枠を設けて保育を実施しています。これは、平成27年度以降、新制度になっても、継続して実施したいと考えています。今回提案しているのは、それに該当しない人も、優先利用としての加算を別途行うというものです。

虐待やDVについては、非常に慎重に扱うべきものと考えています。八尾市では点数で認定しているのですが、公的機関の証明等が出た場合は保育所に入れる必要があります。点数に表せないものは、個別対応を行うのが望ましいと考えています。

#### 副会長

以前に保育所が措置だった時代は、児童福祉法上では、虐待やDVの事案については、「市町村が措置をきなさい」という文言になっていましたが、選択利用になった時点で一旦外れました。しかし、やはり必要ということで、子どもの見守りが必要な場合は、「市町村が、保護者に子どもを保育所に通わせることを積極的に進めなさい」という文言に変わりました。大阪府では、DVの対応は子ども家庭センターが行っています。入口は、DVは警察、虐待は児童相談所か警察と分かれています。大阪府の子ども家庭センターは両方とも対応しています。同時に、それ以降は市町村には大きな子どもの相談窓口が設置され、市民の方も子育てで支援を行っています。そのような重層的なネットワークの中で、心配な子どもを早期に発見できれば、子どもや保護者の深刻な事案に発展せずに済むと思います。市民の意識付けも必要だと思います。

#### 委員

学校教育現場で、小学校に入学してくる子どもの中で、支援が必要な子どもが毎年増加しているということは、ご存知の方も多いと思います。しかし、保育園における支援が必要な子どもの枠は決まっています。教育現場としても、子どもを育てる社会としても、支援が必要な子どもも、必要でない子どもも一緒に経験しながら学ぶことが必要だと思いますが、枠は変わりません。幼稚園、保育園では、子どもの支援のために先生を配置するとなるとお金がかかります。配慮が必要な子どもをもつ保護者で、保育園等に入れなかった人たちから、「市は、現状をもっと見据えて、支援が必要な子どもの枠をもっと手厚く広げてほしい」という意見をよく聞くため、この場を借りてお伝えします。

#### 副会長

貴重なご意見、ありがとうございました。

#### 事務局

支援を要する子どもの対応は、現在は保育サポートという形で行い、新制度になっても同様の形で支援を継続したいと考えています。サポートの枠は、3～5歳で設定しています。2歳時点での状況や、3歳から入る場合はその時の状況を見ながら、随時、数を調整しながらサポートしているため、今後も充実する形で行いたいと思っています。

#### 委員

発達障がいの子どものもつ保護者と接することが多いのですが、子どもの障がいを認めたくない、枠があったとしても、自分の子どもはそこに入れたくないと思っている保護者もおられます。明らかに幼児の動き方をしているにもかかわらず多動と判断がつきにくいまま過ごし、小学校に入学した時点で、明確になることで、小学校で数が増えているように見えているのではないかと思います。このような状況はありますが、早めに療育することで、子どもの伸びも変わってくるため、やはり枠は少しずつでも増やしていただきたいと思っています。

#### 委員

子どもの障がいを認めたくない保護者について、どのように思われますか。保護者が認めれば、枠を広げることで療育を行うことができます。現場では、子どもの障がいを認めたくない保護者が、保育サポートを受ける子どもの保護者より多い印象があります。

#### 委員

個人的には、保護者は早目に認めるべきだと思います。子どものことを本当に考えるなら、気になることができた時点でしっかり認めるのがよいと思います。

#### 委員

こども会に多動症の子どもが参加したことがあります。その時には、保護者は子どもの障がいを認めており付き添っていました。その保護者は、幼稚園の頃から多動症の症状があるとされていたのですが、親の気持ちとしては、なかなか受け入れられない面がありました。実は親は分かっているのですが、学校で授業を受ける段階になって子どもが落ち着いて座ってられないことを、学校や周囲から言われることで、徐々に認めていったという話を聞きました。

保護者は、認めればそれなりの対応をしてくれます。しかし、子どもが小さい間は認めるのが難しいのだと思います。早めに認めて、訓練を受けることが大切だと思うのですが、幼稚園の頃に認めるのは難しい問題なのだと感じました。

#### 委員

私も日頃子どもと接しながら、支援が必要な子どもが増えており、そのことをもっと保

護者が認めればよいと感じていますが、障がいをもつ子どもを持つからこそ分かる心の葛藤があります。

保護者に「認める」ことを突き付けるのではなく、集団の中に子どもが入って周囲と馴染む姿を見ることで、保護者の心が馴染んで、「認めても認めなくても自分の心が傷つくことはなく、子どもも傷つかない」ということを悟って初めて認める保護者を見てきました。早期に認めれば明確に支援できますが、認めなくても、国や八尾市など公的機関が、「障がいと判断したわけではないが、皆と融合できる場をつくる」という努力を手厚くしていただければと思います。障がいの疑いがあるということは、保護者がいちばん分かっています。「認めなさい」と言われても、自分や子どものことだけでなく、子どもの兄弟のために認められないというケースもありました。「皆と変わらずにやっていける」ということに気づくと保護者は必ず認めます。周囲が害のない、隔たりのない、認めやすい環境を作ることが重要だと思います。

小学校を見ていて分かるのは、小さい頃から皆の中に入って皆とともに育つと、その子どもが育つだけでなく、周囲の人も育つということです。そうであれば、その子どもが地域の幼稚園や保育園から小学校に入る時点では、子どもたちのサポート体制がうまくできているため、小学校でのスタートも比較的スムーズにいらいます。できるだけ低年齢のときから、少し悩むことがあれば、資料2の「事由」、「区分」、「優先利用」をうまくミックスしながら、国や府や市がサポートして子どもを溶け込ませていただければと、常日頃から思っていました。何よりも必要なのは八尾市の力です。保護者と接する中で、「認めても傷つかない」という環境を作ることが第一段階だと感じています。

## **事務局**

八尾市では、保健センターで1歳半健診、3歳半健診を行っており、その際に、気になる子どもを様々な教室に紹介しています。そのようなフォロー教室は、保健センター内や総合支援ネットワークセンター「みらい」で行っており、公立保育所や民間保育園が行っている地域交流等でもフォローを行っています。小さい頃からフォローすることで、その子どもの発達伸びるとするのは、その通りだと思います。八尾市としては、様々な機関でフォロー態勢を取って、その子どもにふさわしい施設等を紹介していると考えています。

保育所に入ってきた子どもにとって、保護者が認めることが大事なのですが、保護者との信頼関係ができていない段階で、「認める」という話をするのは難しいです。そのため、保護者が、子どもの様子を見て、他の子どもと違うということを知ってもらえる機会もあります。保護者との関係ができた時点で、保護者に子どもの様子について話して認めていただいたケースもあります。小学校入学前に発達を伸ばしてもらいたいということで、教育サポートセンターとの連携も取っており、これによって伸びる子どももあります。

全員に認めてもらうことは難しいですが、八尾市としては、認めないからと言ってその

子どもを決して放っておくのではなく、様々な支援の場を提供しています。

#### 委員

市として心掛けておられることは感じています。しかし、私の経験や聞くところによると、4か月健診や1歳半健診で別室に呼び出されるだけで、「問題がある」と言われているのと同じだと感じています。手厚くしたいという気持ちは分かるのですが、人に対して働きかけるのは本当に難しく、杓子定規にはいきません。身内でも友達でも難しい大きな課題だと思いますので、ここで問題提起させていただきました。

#### 副会長

私も大変難しい問題だと感じています。役所や行政文書などで「障がい」と平仮名表記にするところがあります。「まず、われわれも障害者である前に人間である」ということで「ピープル・ファースト」という障害者団体もあります。しかし最近、障害者団体は、「障害は、われわれの問題ではなく社会にさし障りや害があるということなので、『障害』と漢字表記のままでよい」と言っています。人権意識が高い国は、障害をもつ人に対して、優しい眼差しの制度を作っています。それに対して日本は、「まず枠組みありき」という印象をもっています。早めに療育にもっていくことも重要ですが、まずは何よりも専門家以外の目線や眼差しなど、すべてを含めて考えなければならない課題だと思います。一言で言うのは難しいのですが、人権ということを考えながら、コツコツと少しずつ広げていかなければならないものがあると思います。人とつながることの大切さがあると思いますので、配慮いただければと思います。

### 案件（3）その他 事務局

#### ① 子ども・子育て支援新制度の周知について

#### 副会長

案件（3）について事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

**（子ども・子育て支援新制度の周知及び資料3「新制度パンフレット（案）」についての概要説明）**

#### 副会長

ご意見、ご質問をお願いします。

#### 委員

説明会を市役所、南高安と龍華のコミュニティーセンターで行うということですが、南

高安、龍華を選んだ理由は何ですか。

**事務局**

説明会は基本的には市役所で行うことを考えていましたが、市役所から遠い東部地域や南部地域は、市役所に来ることが難しいため、地域のコミュニティセンターを使って開催することとして、南高安と龍華のコミュニティセンターを選びました。

**委員**

子ども連れで参加してもよいのですか。

**事務局**

子どもをもつ保護者への説明会なので、子どもも会場と一緒にいられて構いません。人数に限りがありますが、事前に申し込みをしていただければ、一時保育サービスも利用できます。

**委員**

大部分の人にとっては大した問題ではないと思いますが、パンフレットのイラストについて、男の子は青、女の子はピンクというのが、ジェンダーの観点から気になります。小さい子どもをもつ保護者から、「男の子だから泣いたらだめ」、「女の子の顔を傷つけてはだめ」という言葉をよく聞きます。男の子や女の子という問題ではなく、その子どもを傷つけてはだめだという感覚を養ってほしいと思っています。男の子のズボンが赤でも、靴が青だと気になりました。

**副会長**

イラストの表現は難しく、最近のポスターなどでは、必ず車椅子に乗っている人や高齢者、松葉杖をついている人、妊産婦さんなどの様々な人が掲載されています。人権が大事だということが頭の中では分かっているけど、表現したときに至らなかったところが見えてきます。心の中でよいことを思っているけど、表現できなければ何の意味もありません。

他にご意見、ご質問はありませんか。

それでは本日の案件は以上となります。では最後に事務局から次回以降の説明と閉会の挨拶がありますのでお願いいたします。

閉会

**こども政策課長**

次回会議以降についての事務連絡

閉会挨拶